

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	71210001	
事務事業名	公害防止対策事業	
予算書の事業名	公害防止対策事業	
事業期間	開始年度	昭和47年度位
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営	終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	環境安全課	
係名等	環境政策係	
記入者氏名	中山 宣彦	
電話番号	0765-23-1004	

政策体系上の位置付け	コード2	712001
政策の柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり	
政策名	1 自然環境の保全・継承	
施策名	2. 生活環境の保全と向上	
区分	なし	
基本事業名	公害の防止	

予算科目	コード3	001040106
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	6. 環境調査費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 公害などのない安全で快適な生活環境及び心豊かで安心して暮らせる生活環境を確保するため、河川、地下水位、事業所排水、環境騒音などの調査・監視を行う。 また、大気・水質・騒音・振動・悪臭などの公害苦情相談を受付した場合は、現況調査を行い必要に応じて関係機関と連携しながらその解決・処理に当たる。		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ・地下水位、河川水質(鴨川・角川・片貝川)、地下水水質、事業所等排水(公害防止協定締結企業、下槽最終処分場跡地) 環境騒音など ・特定施設を設置、変更、廃止する工場・事業所(以下「特定工場」)、特定建設作業の実施事業者 ・公害等の苦情・相談	① 地下水等水質、環境騒音、事業所排水等調査箇所数	箇所	70	65	65	65	65
	② 特定工場数(延べ累計)	件	211	212	213	214	215	
	③ 典型7公害苦情・相談	件	37	27	35	35	35	
手段	<平成23年度の主な活動内容> 地下水位常時観測(5箇所7観測井)、河川水質調査(鴨川・角川・片貝川)、地下水水質調査、事業所及び下槽最終処分場跡排水検査、環境騒音測定、公害苦情相談・対応業務	① 河川・地下水水質、地下水位、環境騒音等調査回数(延べ数)	回	89	80	80	80	80
	*平成24年度の変更点 地域主権改革一括法による権限委譲により、H24.4.1から自動車騒音常時監視事務を、新たに市で実施することとなった。 また、併せて騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制地域、規制基準等を市で定めることとなった。	② 届出件数	件	18	15	30	30	30
		③ 公害苦情処理件数	件	36	27	35	35	35
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ・水質・騒音等の調査・監視を行うことにより、魚津市の環境の現況について把握する。また、必要に応じて、環境保全施策へ反映させる。 ・事業所排水等は、排水基準等適合率を踏まえて、指導、勧告等を行う。 ・公害等苦情については、原因となった事象について調査し、原因の除去又は適法な状態になるよう処理する。	① 環境基準等達成率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		② 法令等違反件数	件	0	0	0	0	0
		③ 苦情解決率	%	97.30	100.00	100.00	100.00	100.00
その結果	<施策の目指すがた> ・公害などのない安全で快適な生活環境が保たれています。 ・豊かで清らかな水環境が確保されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 昭和47年に魚津市公害防止条例が策定された。その目的である市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、環境調査や排水監視を行うようになった。 また、昭和40年代に各種公害関係法令、富山県公害防止条例、魚津市公害防止条例の制定に伴い、特定施設設置者等に届出義務が課せられ法令ごとの届出受付事務が始まった。		財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
		①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
		④一般財源	(千円)	3,734	3,341	4,674	4,700	4,700
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	3,734	3,341	4,674	4,700	4,700
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 典型7公害(水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下)では、規制や監視が進んだことにより低減あるいは横ばいの状況であるが、近年ダイオキシンやVOC(揮発性有機化合物)、石綿等新たな問題が出てきており、市民の環境に対する関心はますます高まると予想される。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	2	2	2	2
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	1,400	1,000	1,000	1,000	1,000
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	5,887	4,205	4,205	4,205	4,205
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	9,621	7,546	8,879	8,905	8,905
		(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 環境審議会委員から企業の排水等に関する質問があった。		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 富山県発行の「環境白書」により県内の環境の状況が分かる。					
		●把握している						
		○把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明 水質等の環境の現状を適時正確に把握することは、環境の保全上不可欠である。公害発生の恐れがある特定施設を設置しようとする者に対し、届出書を提出させ、審査することは、公害が発生した場合に、施設の状態を把握ができ即座に対応できることから、公害などのない安全で快適な生活環境の保全に間接的に結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令 ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 義務 ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	騒音規制法 (昭和43年法律第98号)、振動規制法 (昭和51年法律第64号)、悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)、富山県公害防止条例 (昭和45年富山県条例34号)、魚津市公害防止条例 (昭和47年魚津市条例第20号)
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
あり	説明 届出書は、原本の紙媒体でのみ管理しているため非効率的である。管理システムを導入すれば、届出内容の把握について効率化を図ることが可能。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 H9年の地下水汚染事故により実施していた三ヶ地区井戸水検査については、汚染が認められないことから、平成22年度より年2回を年1回の検査とする。また、継続監視調査実施要領に基づき、平成23年度からは調査箇所を5箇所から1箇所に減らした。東山地区周辺地下水水質調査については、平成22年度より年4回を年2回に削減した。 パナソニック㈱の排水検査クロスチェックについては、平成22年度から回数見直しを行い、事業費を削減した。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 人件費削減の余地なし。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 市民の環境の保全のために行うものであり、市民全体が受益者である。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
低い	説明 市民の環境の保全のために行うものであり、市民全体が受益者である。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切 ● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
○ 終了	○ 廃止
○ 目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
環境保全に関し、市内の大気汚染、水質汚濁等の状況を適宜に測定・監視を行い、その状況を性格に把握することにより、市民が安心して生活できる環境づくりの観点から必要不可欠であり、今後も継続が必要である。		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	
------------------	--